

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭では、子育てと生計の維持という役割を一人で担っていることにより、子育て・家事・仕事等の生活全般で様々な困難に直面する場合があります。

札幌市では、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたさまざまな支援を行ってきました。

これまでの間、就業者における正社員・正職員の割合の増加や養育費に関する取決めをしている割合の増加といった変化がみられる一方で、子育てや家計等において依然として厳しい状況に置かれている家庭が多くいるなどの課題があります。

ひとり親家庭におけるこうした状況を踏まえ、引き続き総合的な支援を推進するために、このたび、「第5次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたします。今回の策定に当たっては、第1章で述べたとおり、札幌市における子ども施策を総合的かつ一体的に進めていくために、ひとり親家庭支援においても令和5年（2023年）12月発出の「こども大綱」を勘案したものとしています。

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定された国的基本方針は、令和7年度からは新たな基本方針となる予定です（令和7年3月時点）。今後その内容を柔軟に取り入れながら、本計画を推進していきます。

■ 用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ ここでの児童は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める児童の定義によりますが、児童扶養手当上の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者とされている

※ 第6章中、「母子世帯」等の表現については、引用元や事業に係る記載をそのまま使用

1 前計画の実施状況

第4次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」を基本理念に、「子育て・生活支援の充実」、「就業支援の充実」、「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」、「経済的支援の推進」、「利用者目線に立った広報の展開」の5つの基本目標を定め、ひとり親家庭等への支援の充実に取り組んできました。第4次計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和6年度（2024年度））で実施した主な施策は次のとおりです。なお、指標の達成状況は、ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査（令和4年度調査。結果については140ページ「2 現状と課題」参照）に基づくものです。

（1）計画全体の成果指標の達成状況

表6-1 今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
寡婦	66.0%	82.2%	60.0%

平成29年度（2017年度）調査と比較して今後の生活への不安が高い傾向にあります。これは令和4年（2022年）10月の調査時点において、新型コロナウイルス感染症による社会不安やウクライナ情勢による物価高騰等の影響があったものと考えられます。

（2）各基本目標の主な取組結果

ア 基本目標1（子育て・生活支援の充実）の成果指標の達成状況

表6-2 子どもに対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	80.9%	80.5%	70.0%
父子家庭	79.9%	83.0%	70.0%

表6-3 18～19歳世代※の大学進学の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	30.1%	29.1%	38.0%

※高校生を除外した平成14.10～平成16.11生まれの子を母数とする割合。144ページ参照。

【主な取組】

■ 区保育・子育て支援センター（ちあふる）の拡充

全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るために、保育機能に加え、常設子育てサロンなどの様々な機能を持つ区保育・子育て支援センター（ちあふる）を設置。（実績）

平成31/令和元年度 市内9か所目の「ちあふる・あつべつ」設置

令和5年度 市内10か所目の「ちあふる・ちゅうおう」開設により、全10区への設置完了

■ 学習支援ボランティア事業の実施

学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、各種相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、身近なモデルとなる大学生と接することで将来を考えるきっかけとなることを目的とした事業を市内全10区で実施。令和3年度（2021年度）には、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの支援も行った。

（参加延べ人数）

平成30年度～令和5年度（6年間） 18,602人

イ 基本目標2（就業支援の充実）の成果指標の達成状況

表6-4 仕事に対して悩みを持っている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	91.9%	87.0%	80.0%
父子家庭	90.8%	89.7%	80.0%

表6-5 就業している方のうちの正社員・正職員の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.2%	45.3%	45.0%
父子家庭	58.8%	65.1%	62.0%

【主な取組】

■ ひとり親家庭支援センターにおける就業支援事業の実施

個々に応じた就業相談や職業紹介のほか、就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会などを実施し、ひとり親家庭等の就労による自立促進を図る事業を実施。

（平均相談件数）

平成30年度～令和5年度 5,637件／年

■ 高等職業訓練促進給付金事業の充実

保育士や看護師などの就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るために、給付金を支給。令和3年度（2021年度）から情報系の資格も対象とするなどの制度拡充を実施。

（支給実績）

平成30年度 120人 平成31/令和元年度 132人 令和2年度 108人

令和3年度 192人 令和4年度 234人 令和5年度 225人

ウ 基本目標3（養育費の確保及び適切な面会交流の推進）の成果指標の達成状況

表6-6 養育費の決めをしている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	52.6%	63.7%	60.0%
父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%

表6-7 面会交流の決めをしている方の割合

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子家庭	35.6%	46.0%	40.0%
父子家庭	35.5%	32.0%	40.0%

【主な取組】

■ 養育費及び面会交流相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談を実施。また、令和3年（2021年）7月から養育費に関する取決めや保証契約に係る費用の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を開始。

（養育費に関する相談延べ件数）

各区母子・婦人相談員 平成30年度～令和5年度（6年間） 2,578件

ひとり親家庭支援センター 平成30年度～令和5年度（6年間） 1,609件

工 基本目標4（経済的支援の推進）の成果指標の達成状況

表6-8 家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合

	平成28年度	令和4年度	目標値
ひとり親家庭	78.2%	78.2%	65.0%

※平成28年度は「平成28年度札幌市子ども若者生活実態調査」から算出された数値だが、令和4年度は今回のアンケート結果に基づく数値であるため、それぞれ対象者が異なっている。

【主な取組】

■ ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金と就職準備金（促進資金貸付）の貸付けを実施。また、令和3年度（2021年度）より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付け（住宅貸付）を実施。

（貸付件数）

促進資金貸付 平成30年度～令和5年度（6年間） 205件

住宅貸付 令和3年度～令和5年度（3年間） 110件

才 基本目標5（利用者目線に立った広報の展開）の成果指標の達成状況

表6-9 支援制度の認知度（母子家庭）

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	36.0%	41.7%	46.0%
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	33.0%	41.7%	43.0%
自立支援教育訓練給付金	37.0%	51.1%	47.0%
高等職業訓練促進給付金	26.4%	42.1%	38.4%
高等職業訓練促進資金貸付金	23.7%	36.7%	33.7%
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	11.7%	25.3%	21.7%
母子生活支援施設	35.2%	38.8%	45.2%
ひとり親家庭支援センター	34.9%	49.1%	44.9%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19.9%	26.3%	30.3%
学習支援ボランティア	26.9%	32.1%	36.9%

表6-10 支援制度の認知度（父子家庭）

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	11.7%	27.1%	21.7%
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	7.8%	22.3%	17.8%
自立支援教育訓練給付金	9.1%	26.5%	19.1%
高等職業訓練促進給付金	8.4%	24.1%	18.4%
高等職業訓練促進資金貸付金	4.5%	19.9%	14.5%
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3.9%	15.1%	13.9%
ひとり親家庭支援センター	16.9%	25.3%	26.9%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	9.7%	14.5%	26.9%
学習支援ボランティア	9.7%	10.2%	19.7%

表6-11 支援制度の認知度（寡婦）

	平成29年度	令和4年度	目標値
母子・婦人相談員	58.6%	65.0%	68.6%
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	59.7%	62.6%	69.7%
ひとり親家庭支援センター	49.7%	56.4%	63.0%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	41.9%	46.6%	51.9%

■ 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、児童扶養手当現況届への制度案内チラシの同封、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」による情報発信等、必要な情報を確実に届けるための広報活動を実施。

(令和5年度実績)

「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発行部数 9,000部

児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数 約21,000部

「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」登録者数 約5,900人

(3) 前計画の総括

前計画期間では、令和3年度(2021年度)から「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」や「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」など計画策定後も社会のニーズに合わせながら様々な支援に取り組んできました。

成果指標の状況では、今後の生活に不安を感じている人の割合や、子育てに悩みを持っている人の割合など、調査時点での社会情勢の影響を受けやすいと思われる指標については目標が未達成であったものの就業者における正社員・職員の割合、養育費に関する取決めの状況及び支援制度の認知度については目標を達成しているなど、基本目標ごとの状況が異なっています。こうした状況を踏まえて引き続き総合的な支援を行っていく必要があります。

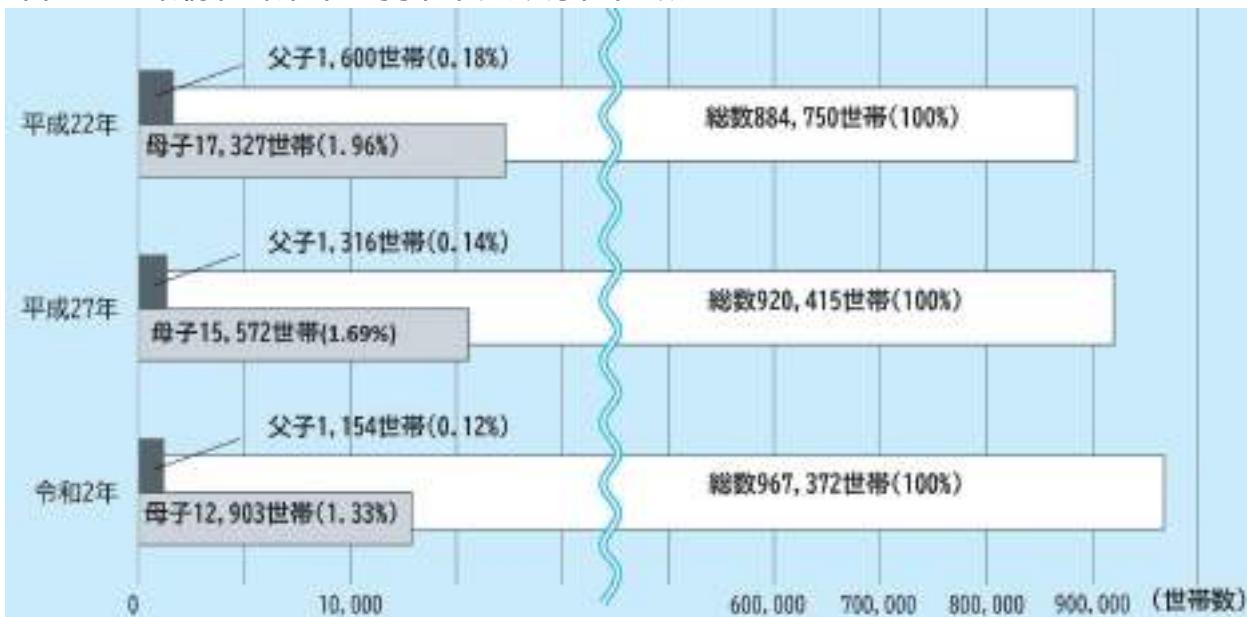
2 現状と課題

(1) ひとり親家庭を取り巻く状況

ア ひとり親家庭の世帯数の推移

札幌市の母子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が12,903世帯（総世帯比1.33%）で、平成27年（2015年）と比較すると2,669世帯、0.36ポイント減少となっており、父子家庭の世帯数は、令和2年（2020年）が1,154世帯（総世帯比0.12%）で、平成27年（2015年）と比較すると、162世帯、0.02ポイント減少となっています。

図6-1 札幌市の総世帯と母子世帯及び父子世帯の数



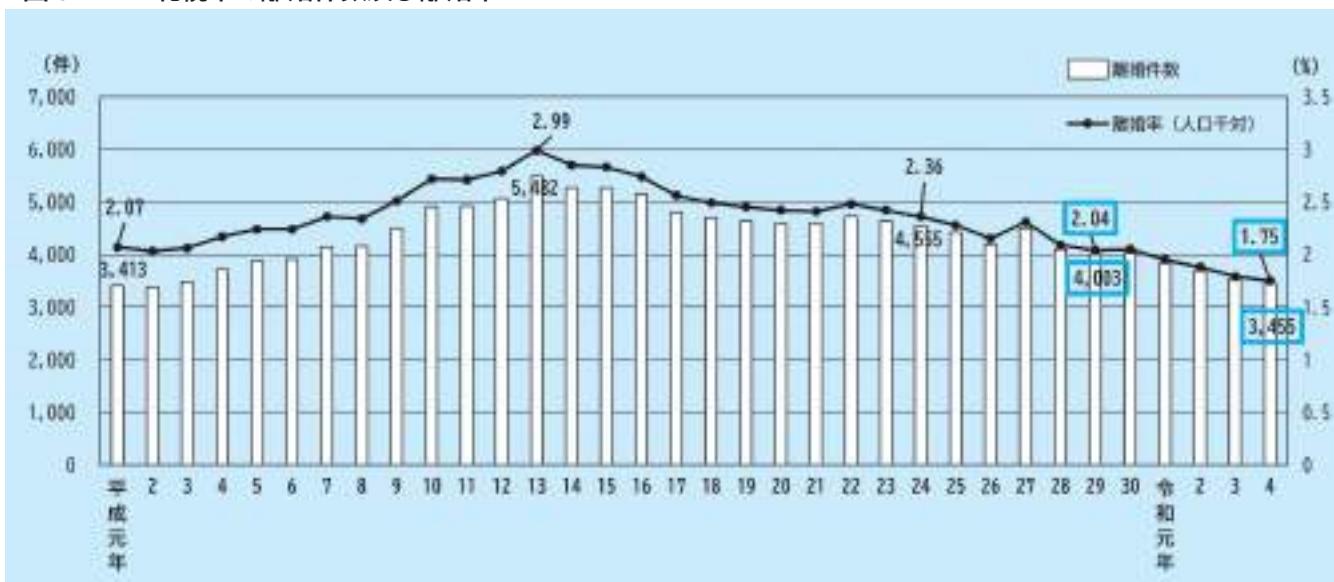
※ 母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

出典元：総務省 令和2年国勢調査

イ 札幌市の離婚件数及び離婚率

札幌市の離婚件数及び離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は、平成13年（2001年）をピークに減少傾向にあり、令和4年（2022年）では3,455件（1.75‰（パーセント））と、第4次計画策定時の平成29年（2017年）と比較すると、548件、0.29ポイント減少となっています。

図6-2 札幌市の離婚件数及び離婚率



出典元：令和4年 札幌市衛生年報、人口動態統計

ウ 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当の受給者数は、平成 27 年度（2015 年度）から当該年度末における年齢到達児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者）を含めるようになったこと、平成 26 年（2014 年）12 月から、公的年金受給者（障害年金など）も対象になったことから、平成 27 年度（2015 年度）にかけて増加しています。その後、母子世帯数の減少もあり、受給者数としては減少傾向が続いている。

図6－3 札幌市の児童扶養手当受給者数



出典元：令和 5 年度札幌市子ども未来局

- ※ 児童扶養手当上の児童は、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障がいのある者。
- ※ 母父のいずれにも養育されていない場合（祖父母に養育されている場合等）は、「母子」に含む。
- ※ 平成 26 年度以前の受給者数には、当該年度末における年齢到達児童（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までにある者）を含まない。
- ※ 国勢調査における世帯数 ((1) ア) と差が生じているが、これはアでは親と子のみからなる世帯を対象としているのに対して、上記図では父母以外が養育者として児童を養育する世帯、祖父母等の親族と同居する場合等も母子世帯に含めて計上していることによるもの。

(2) ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査（令和 4 年度調査）

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握するために、令和 4 年（2022 年）11 月に市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した 3,320 世帯（母子家庭 2,500 世帯、父子家庭 500 世帯、寡婦 320 世帯）に郵送および Web の方法によりアンケート調査を実施しました。

■ 調査対象と回答状況

	調査対象	回答数 (うち Web 回答数)	回答率
母子家庭	2,500 人	1,001 (366) 人	40.0%
父子家庭	500 人	166 (60) 人	33.2%
寡婦	320 人	163 (15) 人	50.9%
計	3,320 人	1,330 (441) 人	40.0%

※調査結果の記載内容について、「未回答」や「その他」を除いて記載をしている箇所があり、合計が 100% にならない場合があります。

ア 今後の生活への不安

今後の生活への不安について、母子家庭の 89.2%、父子家庭の 88.6%、寡婦の 82.2% が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しており、前回調査と比べ全ての世帯類型で不安を感じる人の割合が高くなっています。

また、相談相手の有無別にみると、いずれも相談相手のいない人で「不安を感じている」と回答した割合が高くなっています。

表6－12 今後の生活への不安（全体）（前回調査との比較）

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	2017 年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022 年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017 年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022 年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017 年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022 年度	82.2%	11.7%	4.3%

表6－13 今後の生活への不安（相談相手の有無別）

		「感じている」「どちらかといえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかといえば感じていない」の合計	どちらともいえない
母子家庭	相談相手あり (n:841)	88.2%	5.5%	5.9%
	相談相手なし (n:160)	94.4%	2.5%	1.9%
父子家庭	相談相手あり (n:111)	86.5%	4.5%	8.1%
	相談相手なし (n:55)	92.7%	3.6%	3.6%
寡婦	相談相手あり (n:137)	81.8%	12.4%	3.6%
	相談相手なし (n:26)	84.6%	7.7%	7.7%

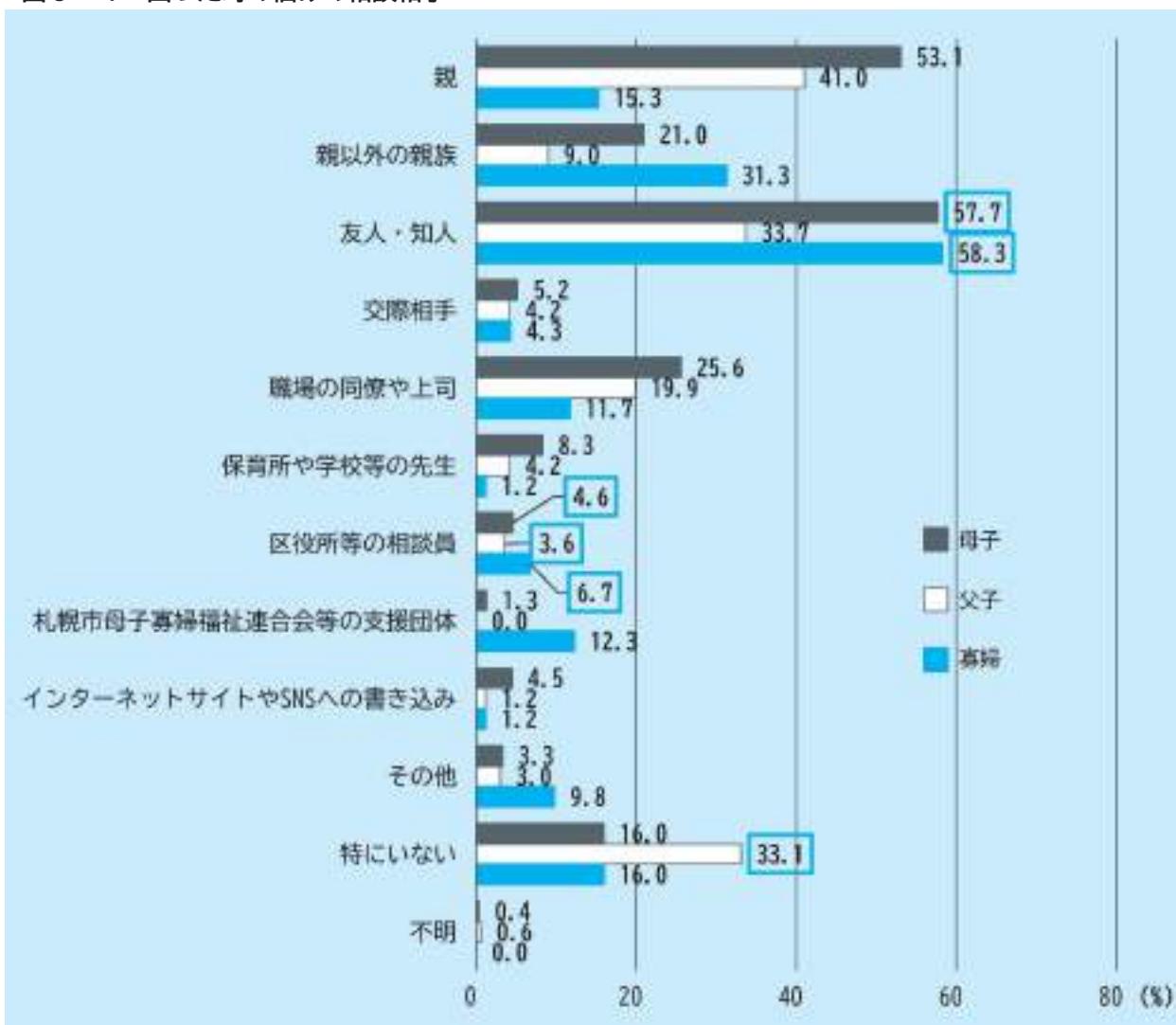
イ 困ったときや悩みの相談先

困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭と寡婦では「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。

父子家庭では、「親」と回答した人が最も多く、また、「特にいない」と回答した割合が33.1%と他の世帯類型より高い割合となっています。

なお「区役所等の相談員」といった公的機関を選んだ割合は、母子家庭・父子家庭ではいずれも1割未満となっています。

図6-4 困った時の悩みの相談相手



ウ 18～19歳世代の就学・就労率

18～19歳世代の就学・就労率について、「大学」の割合は前回調査時とほぼ変わっていませんが、「就労」の割合が37.7%から20.3%に減少し、逆に高専・専門学校の割合が増加しており、全体としては進学する人の割合が増加しています

表6-14 18～19歳世代の就学・就労率（前回調査との比較）

	高専・専門学校	短大	大学	大学院	就労	その他	不明
2017年度	19.3%	4.8%	30.1%	0.0%	37.7%	8.4%	0.0%
2022年度	34.2%	3.8%	29.1%	0.0%	20.3%	11.4%	1.3%

※ 18～19歳のうち、「高校生」と回答した人を除外。「高専・専門学校等」には「高校課程」も含まれている可能性があるが、専門学校生との区別ができないため上記割合の算出に含めている。

エ 就業状況と雇用形態

就業状況と雇用形態について、母子家庭の84.6%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(45.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」(34.5%)、「派遣社員・契約社員」(14.3%)となっています。

表6-15 就業状況と雇用形態：母子家庭（前回調査との比較）

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
母子家庭	2017年度	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%
	2022年度	84.6%	45.3%	34.5%	14.3%	5.2%

父子家庭の88.0%が「就業」しており、就業している人における雇用形態では、「正社員・正職員」(65.1%)の割合が最も高く、次いで「自営業」(20.5%)、「パート・アルバイト」(8.2%)となっています。

表6-16 就業状況と雇用形態：父子家庭（前回調査との比較）

		就業	就業している人のうちの割合			
			正社員 正職員	パート アルバイト	派遣社員 契約社員	自営業
父子家庭	2017年度	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%
	2022年度	88.0%	65.1%	8.2%	5.5%	20.5%

オ 世帯の家計の状況

世帯の家計の状況について、母子家庭では「黒字であり毎月貯金」が10.6%、「黒字であるが貯金はしていない」が4.4%となっており、父子家庭では同7.8%・4.2%で、母子家庭・父子家庭ともに黒字と答えた割合は低くなっています。

寡婦も母子家庭・父子家庭より若干割合は高いものの、「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」の割合が41.7%と最も高く、厳しい家計の状況がうかがえます。

図6-5 世帯の家計の状況



オ 雇用形態と年間就労収入

母子家庭では、年間就労収入200万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(82.2%)で、次いで「自営業」(72.7%)、「派遣社員・契約社員」(48.8%)となっています。

父子家庭では、年間就労収入200万円未満の割合が最も高かったのは「パート・アルバイト」(75.0%)で、次いで「自営業」(63.3%)、「派遣社員・契約社員」(25.0%)となっています。

表6-17 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（母子家庭）

雇用形態	正社員 正職員 (384人)	パート アルバイト (292人)	派遣社員 契約社員 (121人)	会社等の 役員 (5人)	自営業 (44人)	内職 (1人)
200万円未満	20.1%	82.2%	48.8%	0.0%	72.7%	100.0%
200万円～300万円 未満	35.4%	14.7%	39.7%	40.0%	18.2%	0.0%
300万円以上	43.8%	2.1%	10.7%	60.0%	9.1%	0.0%

表6-18 各雇用形態における年間就労収入の金額ごとの割合（父子家庭）

雇用形態	正社員 正職員 (95人)	パート アルバイト (12人)	派遣社員 契約社員 (8人)	会社・団体等 の役員 (1人)	自営業 (30人)
200万円未満	8.4%	75.0%	25.0%	0.0%	63.3%
200万円～300万円 未満	27.4%	25.0%	50.0%	0.0%	13.3%
300万円以上	61.1%	0.0%	25.0%	100.0%	23.3%

キ 養育費の受取状況

養育費の取決状況について、母子家庭では、「養育費の取決めをした」（「文書あり」と「文書なしでの取決め」の合計）と回答した割合が前回と比べ11.1ポイント増加し63.7%となっています。

父子家庭では、「養育費取決めをした」人の割合が、前回とほぼ変わらず20.7%となっています。

また、取決めをしている人のうち現在養育費を受け取っている人の割合は、母子家庭では前回調査と比べて3.5ポイント増の66.2%ですが、父子家庭では取決めをしている人は少ない状況であり、更に現在受け取っている人の割合も母子家庭と比較すると非常に少ない結果となっています。

表6－19 養育費の取決状況比較（前回調査との比較）

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	2017年度	52.6%	47.1%
	2022年度	63.7%	34.0%
父子家庭	2017年度	21.0%	76.6%
	2022年度	20.7%	76.0%

表6－20 養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合

		現在受け取っている	今は受け取っていない、受け取ったことはない
母子家庭	2017年度(n:410)	62.7%	37.1%
	2022年度(n:556)	66.2%	30.9%
父子家庭	2017年度(n:29)	31.0%	65.5%
	2022年度(n:31)	19.4%	80.6%

ク 支援制度の認知度

支援制度の認知度（各制度の認知度の平均値）について、母子家庭・父子家庭・寡婦全てにおいて、前回より認知度は向上しています。

表6－21 支援制度の認知度（前回調査との比較）

		利用したことがある + 知っている	知らない
母子家庭	2017年度	28.5%	56.1%
	2022年度	36.5%	58.0%
父子家庭	2017年度	9.1%	76.0%
	2022年度	19.3%	62.5%
寡婦	2017年度	43.9%	22.4%
	2022年度	49.9%	25.8%

(3) 支援者ヒアリング（令和6年度調査）

ア ヒアリングの実施

ひとり親家庭への支援を行っている民間団体や、相談業務等を行っている行政機関から、ひとり親家庭支援における現在の状況等についてヒアリングを行いました。

イ 実施対象

ひとり親家庭への支援を行っている児童福祉施設、母子・父子福祉団体、その他の民間支援団体、就業支援機関及び本市福祉関連部署

ウ 主な質問項目

「ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題」、「支援方法及び支援する際に気をつけていること」、「必要な支援や制度について」など

エ 主な意見

①ひとり親家庭の子どもや保護者の状況や課題

- ・相談者や事業の利用者の中に、精神的なサポートが必要と思われる方が増えている。
- ・最近の物価高の影響により、生活費の増加が家庭に大きく影響している。
- ・就業面では、事務職を希望する者が多いが市内の求人は非常に少ない。求職者側も条件を緩和して選択肢を広げることも必要ではないか。企業側でも子育て支援に積極的などころが増えてきている印象がある。
- ・経済的な厳しさについては、母子家庭だけではなく父子家庭でも同様の問題。
- ・子どもの発達について、「親との経験」が不足しており、愛情不足になるなど、成育環境に起因する子どもの育ちの問題が起こっている。愛着の問題については、親に限らず誰か大人が関わってあげる環境を整えることが大事。

②支援方法及び支援する際に気をつけていること

- ・相談者・利用者と信頼関係を構築することが重要。周囲から見ると支援が必要と思える家庭であっても、本人が困っていないと支援にはつながらない。
- ・相談者の自己肯定感が低い場合があるが、その場合は伝え方を工夫するように努めており、具体的な目標を示すなど自己肯定感が高まるような働きかけが必要。
- ・子どもへの支援を行うに当たっては、自ら考え行動できるように、働きかけることが重要。
- ・支援制度にかかる情報を得ていない人が多いため、まずは支援者がいるのか、各種支援制度につながっているのかを確認。

③必要な支援や制度について

- ・相談者の抱える問題も多様であり、施設だけで解決できないことが多い。いろいろな部署・団体とつながりを持って支援に当たることが重要。
- ・大学に進学する子が増えてきた。四年制の大学を卒業することで初任給が変わってくるため、大学生への支援が必要ではないか。
- ・（若年のひとり親へのかかわりにおいて）虐待につながらないようにするためにには関係機関の連携と支援の内容をしっかりと組み立てる必要。気軽に立ち寄れる場所とか、実家代わりになるところがあればよい。大人がちゃんと話し相手になることが大事。
- ・相談機関の認知度が低く、来場者が少ない。もっと周知を図っていきたい。
- ・ひとり親にとって日中の手続きは大変。最近は24時間相談を受けてくれるところもあるが、行政は24時間やっていない。郵送ができる手続きは増えてはいるが、毎週ではなくてよいので、せめて土日開庁できないか。

令和4年度ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査の詳細は ↓こちら

https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html

(4) 課題の整理

ア 生活への不安に関する課題

困ったときや悩みの相談相手では、「特にいない」と回答した人の割合が高い一方で、「区役所の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」などの公的機関が相談相手になっている割合が低い状況となっています。

相談相手がいることが生活不安を和らげることにつながると考えられることから、専門機関と連携した心理面での支援が必要です。また、こうした連携を行うに当たり、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討が必要です。

また、父子家庭では、母子家庭・寡婦に比べて相談相手がない人の割合が高く、孤立するリスクが高いと考えられるため、父子専門の相談を行っているひとり親家庭支援センターの認知度を高めることなど、父子家庭に向けた効果的な広報を検討する必要があります。

18～19歳世代の子どもの大学進学割合は29.1%、これは、令和4年度（2022年度）学校基本調査（文部科学省）による大学（学部）進学率の56.6%を大きく下回っており、高校より先へ進学を希望する場合には、進学を希望する子どもにとって身近なロールモデルを獲得することも重要と考えられます。

イ 就業状況に関する課題

就業状況について、母子家庭・父子家庭ともに2017年度調査時よりも就業している割合が増加しています。また、正社員・正職員の割合も増加しており、雇用形態の安定化が進んでいることがうかがえます。

一方で、正社員であっても年間収入が300万円未満の方も多くおり、世帯の家計は依然として厳しい状況にあるといえます。雇用の安定化に向けて、引き続き専門資格取得に係る支援や、効果的な就業相談を行うことが重要です。

ウ 養育費の確保に関する課題

母子家庭では、養育費の取決めをしている割合は増加傾向であり、取決めに関する支援を継続していく必要があります。加えて、取決めが養育費の適切な受取につながる取組について検討が必要です。

また、父子家庭では取決めをした人の割合が低い状況となっています。父子家庭では、養育費に関する「話し合い自体していない」割合が母子家庭と比べて高い傾向にあることから（2022年度母子：15.3%、父子：30.0%）、養育費等に関する制度についての周知が重要です。

エ 経済状況に関する課題

昨今の物価高騰の影響もあり、母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれにおいて厳しい家計の状況にあることがうかがえます。152ページ以降の具体的な施策展開（2）の就業に係る支援に加え、ひとり親家庭等の生活を支えるための複合的な支援を行っていく必要があります。

オ 支援制度の認知度に関する課題

支援制度について、2017年度時より認知度は向上しており、ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子の配布や、ホームページへの掲載、「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」での発信等、各種広報による成果がみられます。

支援制度の認知度は利用の促進に直結することから、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、引き続き効果的な広報について検討が必要です。

3 計画の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法には、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために必要な措置を講じること、児童が置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに育成されることが規定されています。

日々の生活や子育てに大きな不安を抱いているひとり親家庭等が安心して生活を送ることができるように、また、ひとり親家庭の子どもたちが、どのような環境に生まれ育っても、健やかに成長できるように、地域の福祉団体、民間企業等と連携しながら、ひとり親家庭等を支える社会を目指していくこととし、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、以下の基本理念と5つの基本目標を定め、それに基づいた施策を展開します。

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

■ 基本目標

基本目標1：子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実します。

基本目標2：就業支援の充実

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実します。

基本目標3：養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進します。

基本目標4：経済的支援の推進

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進します。

基本目標5：利用者目線に立った広報の展開

ひとり親家庭がより簡単に必要な情報を入手し、様々な制度の利用につながるよう、必要な情報が必要な方に確実に届くような広報を展開します。

(1) 施策体系

■ 基本理念

ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長

基本目標	基本施策
基本目標1 子育て・生活支援の充実	1 子育て支援の推進 2 生活支援の推進 3 子どもの育ちと学びへの支援の推進
基本目標2 就業支援の充実	1 就業相談・就業機会創出等の推進 2 資格・技能習得等の支援の推進 3 働きやすい環境づくりの推進
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流 (面会交流) の推進	1 養育費の確保及び適切な親子交流 (面会交流) の推進
基本目標4 経済的支援の推進	1 納付型支援の実施 2 経済的負担の軽減 3 貸付金による支援の推進
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	1 利用者目線に立った広報の展開

(2) 成果指標

この計画では、計画期間中の成果を把握するため、あらかじめ成果指標を設定しています。成果指標は、基本目標ごとに設定し、アンケート調査の結果を基に点検を行うこととしています。

今回は、令和4年度（2022年度）のアンケート調査結果を現状値として目標設定を行っています。

基本目標	指標項目	区分	前回値 (平成29年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
計画全体	今後の生活に不安のある方の割合	母子家庭	88.0%	89.2%	80.0%
		父子家庭	84.4%	88.6%	80.0%
		寡婦	66.0%	82.2%	60.0%
基本目標1 子育て・生活支援の充実	困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合	母子家庭	14.3%	16.0%	10.0%
		父子家庭	33.1%	33.1%	20.0%
	18～19歳世代の大學生進学の割合	ひとり親家庭	30.1%	29.1%	40.0%
基本目標2 就業支援の充実	就業している人のうち、正社員・正職員の割合	母子家庭	35.2%	45.3%	55.0%
		父子家庭	58.8%	65.1%	75.0%
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	養育費の取決めをしている人の割合	母子家庭	52.6%	63.7%	75.0%
		父子家庭	21.0%	20.7%	30.0%
	養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合	母子家庭	62.7%	66.2%	70.0%
		父子家庭	31.0%	19.4%	25.0%
基本目標4 経済的支援の推進	家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合	ひとり親家庭	78.2% (平成28年度)	78.2%	65.0%
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	支援制度の認知度(各事業の認知度の平均)	母子家庭	28.5%	36.5%	45.0%
		父子家庭	9.1%	19.3%	30.0%
		寡婦	43.9%	49.9%	55.0%

4 具体的な施策の展開

本計画では、5つの基本目標ごとに施策を展開していきます。

(1) 基本目標1 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。

また、アンケート調査の結果からは、今後の生活への不安を感じている割合が高い一方で相談相手がない人が一定数いること、大学への進学率が一般世帯と比較して低いことなどが明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業や就業のための訓練との両立を図り、安定した生活を送ることができるように、子育てや生活面での支援体制や相談体制を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 子育て支援の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	子）子育て支援部	97
2	区保育・子育て支援センター（ちあふる）運営事業・整備事業	子）子育て支援部	66
3	こそだてインフォメーション	子）子育て支援部	97
4	利用者支援事業	子）子育て支援部	97
5	保育所等の利用調整	子）子育て支援部	110
6	ひとり親家庭の保育所の優先入所	子）子育て支援部	115
7	私立保育所等整備補助事業	子）子育て支援部	95
8	病児・病後児保育事業	子）子育て支援部	96
9	休日保育事業	子）子育て支援部	96
10	夜間保育事業	子）子育て支援部	96
11	延長保育事業	子）子育て支援部	96
12	一時預かり事業	子）子育て支援部	96
13	市立幼稚園預かり保育事業	子）子育て支援部	96
14	子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	子）子育て支援部	97
15	子育て短期支援事業	子）児童相談所	79
16	こども家庭センターの機能の強化	子）児童相談所／子育て支援部	78

※以下、本章の複数の施策の推進に資する事業・取組については、重複して掲載しています。

イ 基本施策2 生活支援の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子・婦人相談員による相談対応	子）子育て支援部	115
2	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子）子育て支援部	94
3	子どものくらし支援コーディネート事業	子）子ども育成部	66
4	ひとり親家庭支援センター運営事業	子）子育て支援部	115
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子）子育て支援部	115
6	母子生活支援施設の運営	子）子育て支援部	115
7	住宅確保要配慮者居住支援事業	子）子育て支援部	79
8	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	子）子育て支援部	105
9	母子生活支援施設改築費補助事業	子）子育て支援部	115

ウ 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子) 子育て支援部	115
2	子どもの居場所づくり支援事業	子) 子ども育成部	69
3	放課後子ども教室運営事業	子) 子ども育成部	100
4	ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業ほか）	子) 子ども育成部	80
5	児童手当の支給	子) 子育て支援部	108
6	児童扶養手当の支給	子) 子育て支援部	108
7	特別児童扶養手当	保) 障がい保健福祉部	108
8	札幌市奨学金支給事業	教) 学校教育部	100
9	札幌市特別奨学金の支給	子) 子育て支援部	100
10	就学援助	教) 学校教育部	109
11	特別支援教育就学奨励費	教) 学校教育部	83
12	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教) 学校教育部	109
13	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教) 学校教育部	99
14	認可外保育施設等利用給付事業	子) 子育て支援部	108

(2) 基本目標2 就業支援の充実

ひとり親の就業率や正規雇用の割合は改善傾向にありますが、アンケート調査の結果からは、雇用や身分の不安定さが今後の生活の不安につながっていることや、仕事と子育ての両立が困難であることなどが課題として明らかになっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業能力向上のための訓練、就業機会の創出等の支援を充実させるため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭支援センター運営事業	子) 子育て支援部	115
2	就業サポートセンター等事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104
3	母子・父子福祉団体への支援	子) 子育て支援部	116
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104

イ 基本施策2 資格・技能取得等の支援の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子) 子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度 及び住宅支援資金貸付制度	子) 子育て支援部	116
3	就業サポートセンター等事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104

ウ 基本施策3 働きやすい環境づくりの推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	女性の活躍サポートの推進	市)男女共同参画室	104
2	女性起業家の育成事業	市)男女共同参画室	104
3	ワーキング・マタニティスクール	子)子育て支援部	114
4	男女がともに活躍できる環境づくり応援事業	市)男女共同参画室	104

(3) 基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。

ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な親子交流（面会交流）が行われるよう、養育費及び親子交流（面会交流）に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、養育費や親子交流（面会交流）に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和6年（2024年）5月に国会にて養育費や親子交流（面会交流）の規定を含む民法等の一部改正が成立しています。改正法は2年以内に施行される予定となっており、今後法改正にかかる施策の検討に当たっては、今後の動向を注視していく必要があります。

ア 基本施策1 養育費の確保及び適切な親子交流（面会交流）の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	養育費及び親子交流（面会交流）の相談・啓発	子)子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	子)子育て支援部	116

(4) 基本目標4 経済的支援の推進

令和4年（2022年）国民生活基礎調査では、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率⁶¹が44.5%という結果となっており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあります。

経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等に対して、各種手当や給付金、貸付金による経済的な支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 給付型支援の実施

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	災害遭児手当及び入学等支度資金	子)子育て支援部	109
2	児童手当の支給	子)子育て支援部	108
3	児童扶養手当の支給	子)子育て支援部	108
4	特別児童扶養手当	保)障がい保健福祉部	108
5	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子)子育て支援部	116
6	就学援助	教)学校教育部	109
7	札幌市奨学金支給事業	教)学校教育部	100
8	札幌市特別奨学金の支給	子)子育て支援部	100

61【相対的貧困率】一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

イ 基本施策2 経済的負担の軽減

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	子) 子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等医療費助成	保) 保険医療部	116
3	子ども医療費助成	保) 保険医療部	107

ウ 基本施策3 貸付金による支援の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子) 子育て支援部	116
2	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子) 子育て支援部	116

(5) 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

アンケート調査の結果から、新規事業以外の全ての支援制度について認知度の向上がみられ、基本目標に沿った各種広報活動の成果が徐々にあらわされているところですが、依然として認知度が低い事業も多く、引き続き支援を必要とする方に情報を届けることが課題とされるところです。

情報に接触することが少ないひとり親家庭等に対して、情報を得やすく、また、必要をしている方に確実に届くような広報を展開するため、次の各事業に取り組みます。

ア 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子) 子育て支援部	116
2	子育て情報発信事業	子) 子育て支援部	97
3	関係機関との情報連携の推進	子) 子育て支援部	116